

強い農業づくり総合支援交付金（水稲・大豆）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

国庫補助金（強い農業づくり総合支援交付金）を活用して農産物の産地形成に必要な共同利用施設の整備を支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体
農業協同組合、土地改良区、地方公共団体

4 支援内容

(1) 主な補助要件

- 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則150日以上））が5名以上
- 農産局長等が定める成果目標の基準を満たしていること
- 農産局長等が定める面積要件等を満たしていること
- 原則として、総事業費が50,000千円以上であること
- 一定割合の受益者による環境負荷低減等に取り組むこと
- 実質化された人・農地プランを策定していること
- 当該施設等の整備によるすべての効果によりすべての費用を償うことが見込まれること

(2) 対象経費：共同利用施設の整備（原則、事業費50,000千円以上）

(3) 補助率

- ・水稲 乾燥調製施設 1/3以内（中山間地等は1/2以内）
乾燥調製貯蔵施設 1/2以内
- ・大豆 乾燥調製施設 1/2以内

※1 経営体（法人）に限定される取組（協業経営体を除く）は補助率3/10以内

(4) 補助上限額

- 乾燥調製施設 計画処理量1トンにつき452千円
- 穀類乾燥調製貯蔵施設 米にあっては計画処理量1トンにつき502千円

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：随時、相談を受け付けます
（市町村、最寄りの総合支庁農業振興課にご相談ください。）
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村、最寄りの総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名： 県産米ブランド推進課
- (2) 担当（係）名： 米政策推進担当
- (3) 電話番号： 023-630-2304

強い農業づくり総合支援交付金（園芸）

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

国庫補助金（強い農業づくり総合支援交付金）を活用して農産物の産地形成に必要な共同利用施設の整備を支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区、地方公共団体等

4 支援内容

(1) 主な補助要件

- ・受益農業従事者（年間150日以上）が原則として5名以上であること
- ・農産局長等が定める成果目標の基準を満たしていること
- ・農産局長等が定める面積要件等を満たしていること
- ・原則として、総事業費が50,000千円以上であること
- ・一定割合の受益者による環境負荷低減等に取り組むこと
- ・実質化された人・農地プランを策定していること
- ・当該施設等の整備によるすべての効果によってすべての費用を償うことが見込まれること

(2) 対象経費：共同利用施設の整備（原則、事業費50,000千円以上）

(3) 補助率：1/2以内（受益が1経営体(法人)に限定される取組みは、3/10以内（ただし、協業経営は除く。））

(4) 補助上限額

- ・集出荷貯蔵施設
 - ①りんご 計画処理量1トンにつき421千円
 - ②なし 計画処理量1トンにつき300千円
 - ③野菜（なす、きゅうり、トマト、ピーマンに限る）
計画処理量1トンにつき270千円（ただし、150g未満のトマトは1トンにつき610千円）
- ・低コスト耐候性ハウス 40千円/m²（軒高が3.5m以上のものを除く。）
- ・種子種苗生産関連施設(温室) 35千円/m²

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：随時、相談を受け付けます
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村、最寄りの総合支庁農業振興課、東北農政局
- (3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 園芸農業推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2249